

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

東日本大震災以外の特定大規模災害等が発生した場合においても、東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例と同様の手当が速やかに措置できるよう、所要の規定を追加するもの
(※ 特定大規模災害：災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部が設置されるもの)

◎災害応急等作業手当

現地での活動1日につき 840円 (夜間にわたる作業は、1,260円)
立入禁止、退去命令等の区域内での作業については、1日1,680円

… ①

現行制度

◎東日本大震災に対処するための手当の特例

上記①に下記の手当を加算

・連続して5日以上作業に従事 → 1日目から 840円を加算 … ②

①②の手当に加え、下記の手当を加算

- ・福島第一原子力発電所の敷地内での作業 13,300円
(同原子力発電所1号機から4号機内での作業 40,000円)
- ・同原子力発電所の免震重要棟、新事務棟での作業 3,300円
- ・帰還困難区域での作業 6,600円 (屋内での作業 1,330円)
- ・居住制限区域での作業 3,300円 (屋内での作業 660円)
- ・警戒区域での作業 6,600円 (屋内での作業 1,330円)
- ・計画的避難区域での作業 5,000円 (屋内での作業 1,000円)

追加

(一部削除)

人事院規則改正に準じた改正

改正(案)

◎東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための手当の特例

1 付則第5項及び第7項関係 (削除)

- ・避難指示区域の見直しにより、警戒区域及び計画的避難区域において行う作業を削除
(東日本大震災による避難指示区域の見直しに伴う規定の整理)

2 付則第8項関係 (新設)

上記①に下記の手当を加算

・連続して5日以上作業に従事

→ 1日目から 840円を超えない範囲内で人事委員会が定める額を加算 … ③

3 付則第9項及び第10項関係 (新設)

①③の手当に加え、下記の手当を加算

- ・原子力災害対策特別措置法に基づき緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所で人事委員会が定めるものの敷地内での作業
20,000円を超えない範囲内で人事委員会が定める額(但し、作業内容により最高 40,000円)
- ・上記原子力事業所に係る原子力災害対策本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域での作業
10,000円を超えない範囲内で人事委員会が定める額(但し、作業内容により最高 20,000円)

※具体的な支給対象となる期間や手当額等については、災害等が発生した場合に、その都度、人事委員会が定める